

●届出の対象となる行為

届出を要する行為の種類	届出を要する規模・要件
<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の新築・増築・改築 ・移転、外観の変更を伴う修繕もしくは模様替え又は色彩の変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・高さが10mを超えるもの(増築にあつては、増築後の高さ) ・延べ面積の合計が1,000㎡を超えるもの(増築にあつては、増築後の延べ面積)
<ul style="list-style-type: none"> ・工作物の新築・増築・改築 ・移転、外観の変更を伴う修繕もしくは模様替え又は色彩の変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・高さが10mを超えるもの。(増築にあつては、増築後の高さ) ・太陽光発電設備の設置で、設置後の太陽電池モジュールの合計面積が1,000㎡を超えるもの

※増築、改築、移転に係る部分の床面積の合計が、10㎡以下の場合を除く。

※修繕、模様替え、色彩の変更に係る部分の面積が外観の過半(1/2)以下の場合を除く。

●景観形成基準

届出対象となる大規模な建築物や工作物の建築などの行為において、町内における良好な景観の保全と形成のために配慮を求める事項は下記のとおりです。

項目	景観形成基準 (建築物・工作物を整備する上で配慮を求める内容)
高さ、配置	●主なビューポイントからの自然や茶園などの眺望に配慮した高さ、配置とする。
形態	●山並みや周辺の町並みと調和するよう、勾配屋根とするなど屋根形状を工夫する。
素材	●外壁や屋根の素材は、適度に光沢のあるものや反射光を生じるものを大部分にわたり使用することを避ける。 ●木材や石などの自然素材とし、地場産材をできる限り活用する。
色彩	●山並みや茶園、周辺の町並みなどと調和する色彩とする。 ※色彩についてはマンセル値による色彩基準があるため、担当課へ確認のこと。
付帯設備 付属施設	●屋上や壁面に配管や室外機などを設置する場合は、公共の場から目立たない位置に設置したり目隠しをする、または壁面と同色にするなど、周辺から目立たないように工夫する。
緑化	●敷地に垣や塀、柵などを設ける場合は、できる限り生け垣や石、木などの自然素材で地場産材を活用した垣柵とする。 ●景観的に優れた樹木が敷地内に生育している場合は、できる限り保全する。
その他	●星空が見やすい夜空の景観を維持するため、照明の光の向きや光源の使用などに工夫する。 ●屋外広告物が周辺の景観を損なわないよう、高さ、大きさ、色彩に工夫する。 ●太陽光発電施設などのパネルは、黒または濃紺もしくは低明度かつ低彩度の目立たないものとする。 施設の設置にあたっては、周辺の景観や眺望に配慮した配置、高さとし、公共空間からできるだけ見えにくい場所に設置したり囲い、緑化などにより見えにくくするなどの工夫をする。 ●建築物や工作物は、整備後も周辺の景観を損なわないよう、維持管理に努める。

景観法に基づく申請の問い合わせについては
くらし環境課 環境政策室 ☎(56)2236

良好な景観を目指して

～川根本町景観条例・川根本町景観計画～が策定されました

川根本町では、景観法に基づく景観行政団体として、町・町民・事業所などの協働により良好な景観形成に取り組んでいくため、「川根本町景観条例」および「川根本町景観計画」を策定しました。



川根本町景観条例
景観形成を推進していくために必要な事項を定める条例。

川根本町景観計画
町の景観づくりの基本的な方向性を示す計画。

計画策定までの経緯
町は平成28年に主体的に景観行政を行う景観行政団体に移行。町民へのアンケートや町民会議といった意識調査を実施し、町全体の景観について検討を進めてきました。
それらの結果を踏まえ、町民が誇りと愛着を持つことができ、良好な景観を維持しながら、観光や交流に寄与することができ、基本的な方向性を示すため、景観計画を策定しました。

景観形成の考え方
町には農業や林業など各分野の計画があるため、それらの計画を推進し景観の維持を進めるとともに、町民の皆様が景観維持の大切さを理解していただき、景観形成に取り組んでいくこととしています。

景観計画の区域
「川根本町全域」を指定区域と設定しました。

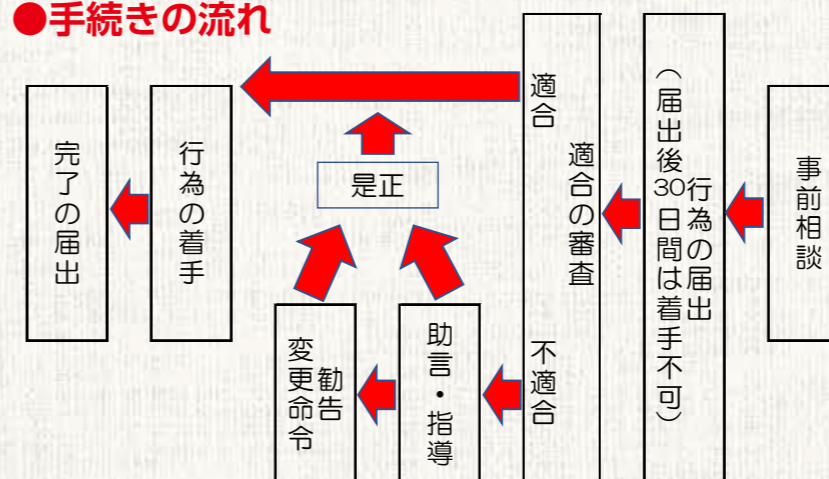


～町が目指す景観像～

人の営みにより育む
自然と調和した魅力と活力のある
景観を目指していきます。

- 世界に誇れる自然景観を保全し、新たな魅力を創出する
- 農業資源、林業資源を活用し、良好な景観を育む
- 身近な歴史・生活文化を認識し、保全し活用する
- 美しい景観づくりに地域で協働して取り組む

●手続きの流れ



●対象：平成31年1月1日以降に着手するもの

町内で大規模な建築物や工作物の建築及び建設などを行う場合は、町に届出を行い審査を受ける必要があります。行為着手日の30日前までに届出をお願いします。

大規模な建築を行う場合には、町への届出が必要になります